Ⅲ 答申の概要

平成17年下期(7月~12月)は、鉄道関係2件、旅客自動車関係1件及び航空関係2件の合計5件の国土交通大臣の諮問を受け、これに対し答申をした。その概要は次のとおりである。

1 神戸新交通株式会社の鉄道・軌道の旅客運賃の上限の変更・設定の認可申請事案

申請者である神戸新交通株式会社は、現在、ポートアイランド線(営業キロ6.4キロメートル)と六甲アイランド線(同4.5キロメートル)の2路線をいずれも一律に240円の均一制運賃で経営している。ポートアイランド線は、神戸空港(平成18年2月16日開港)まで4.4キロメートル延伸され、営業キロが10.8キロメートルとなる。その結果、利用形態により、利用者の運賃負担額に差が生じることとなるため、均一制運賃を対キロ区間制運賃に変更して、これによる鉄道・軌道の旅客運賃の上限の変更・設定(初乗り運賃200円等)の認可申請に及んだものである。平成17年10月13日に諮問を受け、慎重に審議した結果、同年11月17日に申請どおり認可することが適当である旨の答申をした。

2 京都市の鉄道の旅客運賃の上限の変更認可申請事案

申請者である京都市は烏丸線(営業キロ13.7キロメートル)と東西線(同15.1キロメートル)の2路線を経営しているが、巨額な建設費の借入金の返済等により毎年累積赤字が積み上がる厳しい財政状況にあることから、地下鉄事業の収支を改善し、経営の健全化を図ろうとして、鉄道の旅客運賃の上限の変更(初乗り運賃200円を210円に改定する等)の認可申請に及んだものである。平成17年10月20日に諮問を受け、慎重に審議した結果、同年11月24日に申請どおり認可することが適当である旨の答申をした。

なお、答申に併せて、①経営改善を図るため、京都市地下鉄事業経営健全化計画を着 実に実行すること、②困難な財政事情の下にあっても輸送の安全対策に万全を期すこと、 ③観光客の利用促進、自家用車等からの利用誘導等の施策を積極的に講じることについ て、同市を強力に指導することを国土交通大臣に対して要望した。

3 一般乗用旅客自動車運送事業に係る緊急調整地域の指定事案

タクシーの緊急調整地域の指定制度は、平成12年の道路運送法の改正(平成14年施行)で、需給調整規制を廃止し、事業への参入を免許制から許可制に改めた際に設けられたものであり、特定の地域において著しい供給過剰状態となり、輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となるおそれがあると認めるときは、指定により新規参入及び増車を停止する制度である。国土交通大臣は、平成14年9月以来3回にわたり継続して指定している沖縄本島営業区域について、引き続き、平成17年9月1日から

平成18年3月31日までの間、緊急調整地域として指定したいとして諮問した。平成17年8月4日に諮問を受け、参考人からの意見聴取を行うとともに、指定要件への適合状況、地元の関係者の意見等を総合的に判断した結果、同年8月30日に緊急調整地域に指定することはやむを得ない旨の答申をした。(委員の一人が反対意見を述べた。)

なお、答申に併せて、①沖縄本島営業区域の早期の指定解除に向けた改善努力、②緊急調整地域の指定基準について要件の厳格化、指標の適正化のための見直しについて、 万全の措置を講ずるべきことを国土交通大臣に対して要望した。

4 株式会社日本航空ジャパンからの混雑飛行場(成田国際空港)運航許可申請事案

申請者である株式会社日本航空ジャパンは、株式会社日本航空インターナショナルが東京(成田国際空港)と福岡との間で週7往復運航しているうちの4往復を同社に代わって運航しようとして本件申請に及んだものである。平成17年9月13日に諮問を受け、慎重に審議した結果、申請者の運航計画に定める発着が成田国際空港の発着調整基準に合致するものと認められる等運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであると認められること、また、申請者が週4往復運航することにより、これまでどおり週7往復の運航が維持され、国際線との乗り継ぎ利便を含む利用者利便の維持に資するものであること等当該混雑飛行場を適切かつ合理的に使用するものであると認められることから、同年10月4日に成田国際空港を使用して運航を行うことについては許可することが適当である旨の答申をした。

5 エアーセントラル株式会社からの混雑飛行場(大阪国際空港)運航許可申請事案

申請者であるエアーセントラル株式会社は、株式会社エアーニッポンネットワークが大阪と新潟との間で運航している1日1往復及び大阪と松山との間で運航している1日4往復のうちの1往復を、それぞれ同社に代わって運航しようとして本件申請に及んだものである。平成17年10月11日に諮問を受け、慎重に審議した結果、申請者の運航計画に定める発着が大阪国際空港の発着調整基準に合致するものと認められる等運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであると認められること、また、申請者が運航することにより、これまでどおりの運航が維持され、旅客の利便に適合する輸送サービスの提供が維持され、また、多様な輸送網と競争状態の維持に資するものであること等当該混雑飛行場を適切かつ合理的に使用するものであると認められることから、同年11月8日に大阪国際空港を使用して運航を行うことについては許可することが適当である旨の答申をした。